

教基法「改正」政府法案を憂うすべての方々へ

教育基本法「改正」情報センター

「教基法改正法案審議のあるべき姿と、取り上げられるべき論点を考える議員会館内集会」(10月19日(木)11時30分～13時30分)へ参加しよう！

先の国会で継続審議となった教基法「改正」法案の審議が、衆議院教基法特別委員会で再開されようとしています。

教育基本法「改正」情報センターは、前国会における法案審議の内容も踏まえ、今国会での特別委における審議のあり方と、審議において取り上げられるべき具体的な争点を、法律家および法学研究者を囲みながら検討する国会議員会館内集会を、下記の通り、急遽、開催することとしました。

当日は、憲法、行政法、教育法、教育行政を専門とする研究者から報告、発言がなされます。

「基本法」という法形式を取る法案の審議のあるべき姿、および、政府が果たすべき「立法者意思」に関する説明責任に焦点をあわせ、前国会審議の評価を行なうと同時に、今国会において求められるべきこと（逐条審議という方法を取るべきこと、憲法との順接的および直接的関係の論証など）を議論します。

伊吹文科大臣は毎日新聞とのインタビューで、「前の国会で50時間審議しています。この程度のボリュームの法案だと、審議は70～80時間やれば十分なんだよね。」（毎日新聞10月7日付）と述べ、後数日で審議を終わらせるとの発言をしています。しかし、教基法「改正」法案の審議時間を法案の「ボリューム」、すなわちその量を基準にして決めるのは間違っています。

「基本法」は、新しい法律の内容の方向性を決め、既存の法律の解釈の方向性を決め、という重大な力を持っているからです。「基本法」の持つこのような力を考慮すれば、“量”で審議時間を決めて良いはずがありません。改正法案が既存の法律のどの規定にどのような影響を与え、どのような新法の制定を促すのか、ということまでも含めて、徹底した審議が行われるべきです。前国会での審議では、このような徹底した議論は行われてはいません。

多くの方々の参加を心よりお待ちしております。

記

日時 2006年10月19日（木） 11時30分～13時30分

場所 衆議院第1議員会館 第1会議室

プログラム 第Ⅰ部：前国会審議の特徴と問題点（11時30分～12時）

第Ⅱ部：国会審議のあるべき姿と具体的争点（12時～13時）

第Ⅲ部：国会審議を変化させるには（13時～13時30分）

報告・指定討論 市川須美子（独協大学、行政法・教育法）、植田健男（名古屋大学、教育経営学・教育法）、西原博史（早稲田大学、憲法・教育法）世取山洋介（新潟大学、教育行政・教育法）＋佐貫浩（法政大学、教育学）＋弁護士（未定）

参加申込み fleic@stop-ner.jpまで、議員会館内集会へ参加希望として、氏名、所属をお知らせください。

（当日は、開会10分前までに議員会館受付に来てください。そこで入館証をお渡しします。遅れてこられる場合には、事前にお知らせください。）